№ 81　　　　　　　　1991.10.1

大学図書館問題研究会 京都

京都市左京区吉田本町　京都大学教育学部図書室　（竹村心気付）
ＴＥＬ　０７５－７５３－３０１３

第１４回 京都支部総会

日　時　１９９１年１０月１９日（土）午後２時～４時半
会　場　同志社大学クローバーハウス２階
（烏丸今出川　図書館裏側）

支部委員会は、全国大会議案討議と平行して支部総会の議案を去る７月２３日、８月６日、９月１０日と３度にわたって討議し、日程と第１号議案を決定しました。

いま大学図書館は、ここ１０年来進められてきた図書館業務の電算化と学情ＮＡＣＳＩＳの本格的稼動とともに、今春出された「大学審答申」とその具体化をめぐる動きなど大学全体をめぐる状況のもとで、まさに激動期を迎えつつあります。

こうした情勢のもとで私たちが条件を切り開き、より良い仕事をしていく為に、何をすべきか。現場実践を重視したこの議案書をもとに皆さんの活発な討論を呼びかけます。

第１号議案　１９９０年度活動の総括と１９９１年度活動の方針・・・・・・２頁
［Ⅰ］　私たちをめぐる情勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２頁
［Ⅱ］　大学図書館をめぐる情勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２頁
［Ⅲ］　１９９０年度支部活動の総括・・・・・・・・・・・・・・・・・４頁
［Ⅳ］　１９９１年度支部活動の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・６頁
<資料>国民の要求に基づく大学図書館の総合的発展のために（骨子）・・・９頁

第１号議案　１９９０年度活動の総括と１９９１年度活動の方針

［Ｉ］私たちをめぐる情勢

９０年から９１年にかけての大学をめぐる最も大きな動きは「大学審答申」の提出とその具体化をめぐる動きです。

政府・自民党・財界は、経済的には貿易摩擦に対するアメリカなどの圧力を欺瞞的に回避するため日本の農業と国土を犠牲にした産業構造の転換を推進し、政治的には政治改革と称し「小選挙区制」の実現を策動し、社会的には体制の根本的安定を求めて教育臨調を通じ教育の反動的支配のより徹底化を追及してきました。

なかでも産業構造の転換は、単に貿易摩擦対策のみでなく、全く別部門への強制配転・出向・退職勧奨を伴う大手企業の減量経営、効率的多角的経営を求めての新規事業進出にも寄与するものであり、財界にとってはまさに一石二鳥の方針です。

産業構造の転換をスムースに行なう為には膨大な労働者への職能訓練が必要となります。そうでなくてもハイテク関係をはじめ科学技術の発展は従来よりはるかに多くの従業員研修を必要としてきており社内研修は限界に来ていると云われています。ここに生涯学習が声高に叫ばれ、企業が出来るだけ安上がりかつ直接役立つ教育を大学に求めてくる背景があります。

高等教育機関に対する安上がり政策は今までも行なわれてきていました。事実、昨年度支部総会は、告発ともいえるきびしい職場の実態についての報告、即ち、人手不足、予算の少なさ、不合理な人事異動、複雑な人間関係、その中での会員のいつ果てるとも知れない日々の奮闘の報告がほとんどでした。

今回の「大学審答申」はこうしたことだけでは間尺にあわなくなり、その狙を一挙に総仕上するため戦後の高等教育制度の彼等なりの抜本的変更としてだされてきたといえます。その中には高等教育機関に対する社会的批判や要求も含まれておりその対応は一律にはいかない複雑さをもっています。

［II］大学図書館をめぐる情勢

昨年度の支部総会では、国立大学での日曜開館が日程に上っていること、しかもそれは専任職員でなくパートでやれば良い等の一部文部省役人の発言が紹介され出席者に衝撃を与えました。この発言は今まで文部省が推進してきた図書館政策とは何かの一端を象徴的に示すものです。即ち政府文部省は

イ）コンピュータ化が進めば、ヒラのライブラリアンはあまり必要ではない

ロ）「生涯学習」に名を借り産業界の要請に応えた大学図書館市民開放の推進

ハ）人件費削減の為の定員削減とパート職員増大の推進

ニ）開館時間の一層の延長

ホ）図書費の頭打ち・削減

ヘ）学情入力の「データの質」を顧みず「数量」のみの追求

など利用者サービスの増進という名目での形だけのコンピューター化、データ検索万能主義、レファレンス軽視、ライブラリアン軽視、真の図書館機能の軽視＝利用者不在の近代化などを押し進めて来ました。

こうした状況について昨年度支部総会第１号議案は「大学図書館が施設やコンピュータ化によって一見モダンになったかに見えながら、絶対的な資料不足、人件費抑制のためのパート職員の増加、自主的創造的な図書館サービスを消滅させる上位下達の図書館運営、専門的力量の育成を無視する人事異動などが行なわれ、利用者への図書館サービスの低下、図書館員の労働意欲の低下を招いています。」と指摘しました。昨年度支部総会での出席者の発言はこの指摘を裏付けるものでした。

今後はその上「大学審答申」による制度そのものについての変更をはかり、教養と専門の枠の除去、大綱化や「自己評価」などが追討ちをかけようとしています。

さらに私立大学では１９９２年度以降の１８才人口急減期を目前に生き残り競争が激化し、経営主義的発想ともあいまってその矛盾は一層深刻になりつつあります。

しかし、大学の教職員・学生・父母や国民の中の良心的声は、真に国民の為の豊かな大学を求めており、こうした人々に依拠するならば必ずしも財界・政府文部省の思い通りにことが運ぶとは限りません。彼等といえども国民世論の動向を全く無視するわけにはいかないでしょう。

立命館大学では相対的低学費政策を貫きつつ学生・研究者の勉学・研究に徹底的に奉仕する国民に開かれた大学作りが模索され、図書館も利用者本位に徹しようと努力しています。既にかなりの成果を上げ、民主団体はもちろん商業マスコミも含め一定の注目をしています。さらに大きな成果を上げるなら必ずや国民世論を動かす力の一つともなるでしょう。

利用者本位に徹し、その為の研修・研究につとめ、「政策骨子」に基づいた自館の点検を行ない、具体的で総合的な実践方針を作成し、優れた現場実践に集団的に取り組むならば、そしてその基礎の上に全大学人さらに広く国民と団結するならば、大学図書館の未来を切り開くことは可能だといえるでしょう。

［Ⅲ］　１９９０年度支部活動の総括

昨年度京都支部委員会は、厳しい図書館をめぐる状況を打開するため大学図書館員の力量を高め、利用者の信頼を獲得し、全大学人との団結を一層強めることを眼目に４年前からかかげている「求める資料を求める人の手に」を基本に次のような諸活動を行いました。

１．「大図研大学」諸科目の開講

＜基礎科目＞

外書講読　９０年４月－１２月　毎月１回土曜日　受講生　８名　テキスト
英文図書館関係雑誌諸論文　ゼミ形式　講師　篠原俊夫氏

科学史　９０年４月－１２月　毎月１回土曜日　受講生　１２名　テキスト
大沼正則著「科学の歴史」青木書店　ゼミ形式　講師　富田克敏氏

ＡＡＣＲ２　９０年８月２５日（土）１４時～２６日（日）１６時　８時間講義
受講生　１１名　講師　大城善盛

＜専門科目＞

専門資料論
１０月６日（土）午後　大図研主題別研究集会として開催　基調報告
竹村心氏　講演　武者小路信和氏　参加者　約３０名　武者小路氏との打ち合わせ不十分の為基調報告と講演の内容にずれ

日本近代史資料論
１１月１０日（土）１４時～１１日（日）１６時　８時間講義
受講生　１日目　７名　２日目　２名　講師　福井純子氏
京都都市部における自由民権運動について当時の新聞など源資料を一緒に眼を通しながら学習

理工学文献案内
１２月８日（土）１４時～９日（日）１６時　８時間講義
受講生　１０名　講師　林門典氏

江戸文学資料論
９１年１月１９日（土）１４時～２０日（日）１６時　８時間講義
受講生　１２名　講師　山本英樹氏　上田秋成の作品一つをざっと通読し、その作品の典拠について詳細にたどる

外書購読及び科学史は長期にわたるものでしたが、合宿も開催するなど好評を得ました。また、ＡＡＣＲ２も「こんな人間的な目録の学習は初めて」と高い評価でした。

専門科目については、日本近代史資料論や江戸文学史資料論など事例として狭い一つのテーマに絞って詳細に調べるという講義でしたが、概論では得られない具体的な研究者と資料の関係を知ることができること、更にその知識が他の分野・他の時代にも応用できることなどを発見できたことは今後の継続研修への教訓として注目されます。

しかし、近代日本史資料論に見られるように優れた講義でありながら参加者の組織化が不十分な場合もあり、今後その点の改善が望まれます。

2．班活動

京都大学では班幹事会が定期に開かれ一定の活動をしたものの同志社大学では２回のみ、立命館大学も同様の状況、その他のところでは班として組織化されていないなど班活動は不十分でした。

3．月刊定期発行が定着した支部報の発行

会員間、大学図書館間のコミュニケーションをはかる為ここ数年支部報の発行に力を注いできましたが、ついに完全月刊化を達成し、８月時点で１０回発行、総会迄には１２回の発行が見込まれています。内容も小論文、海外図書館訪問記、図書館ガイダンス・レファレンス・ハングル研修など各大学や職場の実情報告、大図研大学等研修活動参加報告、エッセイなどかなり多彩でした。

なお、支部委員会議事報告（簡単な項目のみ）も出来るだけ載せ、支部委員会が何をしているか会員に多少でも分かるように努めました。

4．『年報京都の大学図書館』発行実現へ

支部結成十周年記念事業として２年前に支部総会で確認されましたが、アンケートの返送の遅れ、編集担当者多忙などの為発行が遅れていました。支部委員会は、この経験から教訓を学び、担当者任せだけにすることなく、支部委員会全体として責任を持ち、必要な場合には各委員が分担協力することを申し合わせるなど取り組みを強めました。

強力な若手の新たな編集参加、各大学や職場の会員などの奮闘でアンケートをやり直し、８月時点でその回収も３５大学中３０大学とほぼ順調に進行しました。9月上旬には編集を終え、１０月末ごろ発行の予定で作業を進めています。

[IV] １９９１年度支部活動の方針

我々は日常業務に追い回され、その日常業務すら見直す余裕がなくなってきています。しかし、この状態をそのまま放置するならば業務の改善はおろか、利用者の共感を獲得し、全大学人との団結を基礎に利用者本位の民主的大学図書館を構築する道は閉ざされてしまうでしょう。

現場では深刻な人手不足、予算不足のもとで様々な歪み・アンバランスが生じています。「大学審答申」の具体化はその歪みをますます拡大する危険を持っています。幸いこの夏の全国大会に２０年に渉る大図研の経験と英知を結集し、利用者の立場にたって４年間をかけて改定された「政策骨子」が提出されました。

この「政策骨子」をもとに自館の総点検を行ない、それに基づいて総合的具体的実践方針を作り、全大学人と団結しつつ出来ることから実践することがいま切実に求められています。

職場が人手不足、予算不足であればなおさら我々はより多くの知識を獲得し、より効率的に業務を遂行しなければならない。総合的実践方針を持ち、より専門的な力量を身に付け、利用者の要求により多く応えるならば非民主的な管理運営と闘う力もより大きくなるでしょう。我々大図研こそこうした実践によって職場の諸困難や精神的荒廃に立ち向かいましょう。

困難ではあってもこの道、即ち、「政策骨子」をもとにした絶えざる目的意識的実践とそれを豊かにする経験交流・継続研修・研究にしか展望はありません。経験と知恵を出しあい、相互に学び合い、助け合い、一人では出来ないことも仲間と連帯し、励ましあって取り組む、この大図研の原点を再確認し、役に立つ大図研を目指して活動しましょう。

また、国民に真に開かれた大学、そのもとでの利用者本位の図書館を目指し、日本図書館協会、大学教職員組合など他の民主団体とも協力して活動します。

１．「求める資料を求める人の手に」を活動の基本にします

より的確な収書、より早く、より正確な目録データ、要求された資料は草の根を分けても捜し出し利用者に手渡す。これを実行しようとすれば、仕事自体が研修・研究に結びつくでしょう。この基本方針を提起して５年目になります。今年度もこの方針をすべての活動、すべての企画の基本に据えて活動します。

２．「政策骨子」を基礎に優れた現場実践の創造に取り組み、その実践報告の発表交流を重視します

イ）すべての会員は「政策骨子」を読みます。

ロ）会員は未会員の図書館員も積極的に誘って「求める資料を求める人の手に」を基本的問題意識としつつこの「政策骨子」を基礎に自館の実態を総点検します。

ハ）点検結果をもとに現場図書館員と共同して自館の総合的具体的実践方針を作成します。

ニ）実践の条件と順位をつけた図書館活動実践方針を教員に知らせ、協力と支持を得ながら、多数の図書館員の参加を得て出来ることから実践します。

ホ）図書館活動実践記録を作成し、発表交流します。
支部委員会は必要に応じて実践記録の発表・交流の場を企画します。

3．『大図研大学』第２期を開講します

優れた現場実践を創造するには可能な限り研修や研究に取り組むことが重要です。たとえ速効性はなくとも中長期的に見ればこうした継続研修こそが図書館員の足腰を最も基本的に鍛えます。今年度は次の諸科目を開講します。

＜基礎科目＞

１）英書購読	10月開講　隔月　　ゼミ形式	講師	篠原俊夫
２）主題分析	10/26(土)16:00 ~ 18:00 ～ 10/27 (日) 10:00 ~ 16:00	講師	丸山昭二郎
３）レフアレンス	10月開講　月１回　共同研究	講師	なし

＜専門科目＞

１）英米法	11/9 (土) 14:00 ~ 17:00 ～ 11 /10 (日) 10:00 ~ 16:00	講師	堀田牧太郎
２）統計	12月（日時未定）　土日８時間講義	講師	細川元雄

4．面白くて役に立つ支部報の月刊定期発行に努めます

引き続き支部報を毎月定期的に発行します。

今年度はその内容改善に一層力を注ぎます。小論文、優れた実践はもちろん困っていることも含め職場の実情・実践報告、大図研大学等各種研修会やイヴェントの紹介とその参加報告、私も一言、すぐ役立つ豆知識、その他幅広く原稿を募集し、会員によく読まれる支部報になるよう努力します。

5．現場実践を重視し、図書館を単位にした班活動を推進します

「政策骨子」に基づく自館の総合的点検とそれに基づく実践方針を作成するなど現場実践を科学的にすすめる為班活動を推進します。班会議は、そうした基本的視点に立ちつつ現場や会員のニーズ、特に研修意欲にも応えるよう行ないます。

まだ班のない大学は班を組織し、上記の活動を行います。

６．会員を増やし、総点検と実践方針作成、その実行をより効果的に行ないます

①「政策骨子」に基づく自館の総合的点検を多数の図書館員の参加を得てすすめる為に積極的な図書館員に大図研への参加を訴えます。

②「政策骨子」とそれによる図書館活動点検運動の方針を知らせ、実践の条件と順位を明らかにするため共に実践する図書館員に大図研への参加を訴えます。

③図書館活動実践方針を支持協力する教員に大図研への参加を訴えます。

④支部委員会としても会員拡大を目指した具体的組織方針を探究します。

７．会費を完納します

大図研のすべてを財政的に支える会費納入は活動の最も基本であり、会員は早期完納に努力します。

京都支部は全国的にも大きな支部の一つであり財政活動の面でも全国に大きな責任を負っています。支部委員会としても会費早期完納を実現する為特別の努力を行ないます。

【討議資料】　政策委員会報告

国民の要求にもとづく 大学図書館の総合的発展のために（骨子）

改訂草案

目　次

はじめに ………… 10

国民の要求にもとづく大学図書館の総合的発展のために（骨子）

第Ⅰ部　いつでも、どこでも、だれでも、利用者のあらゆる資料要求に応えて ………… 11

Ⅰ　図書館サービスを充実させ、貸出をはじめとした利用を伸ばします。 ………… 11

Ⅱ　資料を、いち早く、確実に提供するために、収集、整理、保存の体制を確立します。 ………… 12

Ⅲ　図書館の運営および職場の民主化と労働条件の改善を図ります。図書館員の専門的力量を高めます。 ………… 13

Ⅳ　利用しやすく働きやすい図書館施設をめざします。 ………… 14

Ⅴ　電算化は、全学の総意を反映して作られた図書館計画の一部です。 ………… 15

Ⅵ　大学図書館が大学の枠を越えて相互に協力します。 ………… 15

Ⅶ　地域住民や大学・研究機関に所属しない人々の高まる資料要求に応えます。 ………… 16

Ⅷ　広く文化の諸問題に関心を持ち、文化の発展に積極的に寄与します。 ………… 16

Ⅸ　図書館の自由を守り、図書館活動推進の基盤である平和と民主主義の発展に努めます。 ………… 16

Ⅹ　大学図書館の総合的発展をめざし、図書館関係団体、および関係諸団体に働きかけ、協力・共同して運動をすすめます。 ………… 17

第Ⅱ部　学術情報の流通体制について ………… 17

第Ⅲ部　大学図書館発展の制度的保障を求めて ………… 18

第Ⅳ部　職場実践と政策づくりをすすめるために ………… 19

あとがき ………… 19

(1991. 7. 10)

大学図書館日常業務改善の課題と
大学図書館政策づくり
改訂草案

(1991.8)

はじめに

ここに提案する大学図書館政策は、(1)現場の図書館員の実践の指針または努力目標であると同時に、(2)大学図書館の民主的発展を願う教職員・学生をはじめ、あらゆる階層の人々と大学図書館員との共同の指針となることをめざしています。以下に示す課題には、実践課題ばかりでなく、今後解明しなければならない研究課題も含まれています。

この政策の基本は、国民のあらゆる資料要求に応えて大学図書館の総合的発展を図ることです。

文中に使用した「国民」とは、人類普遍の原理として主権が国民に存することを宣言した日本国憲法の精神に則ることばであり、この国で生活し、学び、働くあらゆる人々の総称として用います。単に日本国籍を持つ人々という意味ではありません。大学図書館がサービスすべき国民とは、第一に「大学に学び働くすべての人々」(大学図書館問題研究会綱領)、すなわち学生・教職員ですが、それにとどまらず、他機関や在野の研究者、地域住民・勤労者などを含み、また、国籍もさまざまです。大学図書館は、これらの人々に「学問の成果を利用し、その発展に創造的に参加する権利、教育の権利と学問研究の場を保障するという役割をになっています。」(同綱領)

大学図書館が基本に据えるべき姿勢は、求められる資料は、いつでも、どこにあろうとも、だれにでも、必ず提供するということです。この資料提供機能を中心に、大学図書館の諸機能の全面的発展を図ります。また、大学図書館は、学生に対するサービスを中心に、そこからあらゆる人々へのサービスを広げます。大学構成員の大多数が学生であり、大学図書館の最大の利用者は学生です。しかしながら、現実には一般に学生に対する図書館サービスは極めて不十分です。大学図書館は、大学教育の改善充実の一環として、全学生に図書館サービスをゆきわたらせ、学生の図書館利用を活発にし、資料を収集・整理・活用する能力を高めさせなければなりません。

そのためには、大学図書館は教職員・学生との結びつきを深め、大学の教育・研究の仕組みや内容を理解し、教職員や学生の要求をよく知ることが大切です。こうした努力のなかで、大学の教育・研究に中心的な役割を果す教員と、それを支える職員に対する図書館サービスを発展させることができます。また、大学の教育・研究活動の成果として蓄積された図書館資料を、学外の研究者や地域住民・学生・勤労者に公開し、それらの人々の資料要求に応えることもできます。

求められる資料を、いつでも、どこでも、だれにでも、必ず提供するためには、地域や主題ごとに、あるいは館種を越えて、図書館が全国的・国際的な協力網を形成し、図書館界が一体となって、国民の資料要求に応えなければなりません。

大学図書館のあり方は学問の自由と深くかかわります。したがって、大学図書館は資料収集・提供の自由を堅持すると共に、利用者のプライバシーを守らなければなりません。

大学図書館員は大学自治を構成する一員としての自覚を持ち、専門職集団としての力量を高め、教職員・学生と共同して、国民の要求に応え、国民に信頼される図書館づくりに努めなければなりません。

また、国は各大学における自主的な図書館改革を援助し、各図書館の充実と図書館協力網形成のための条件整備に責任をもってあたらなければなりません。

以下に展開する政策は四部構成になっています。

第Ⅰ部は、現場からの大学図書館づくりについて述べたもので、大学図書館の基本姿勢、それを具体化するための活動、それを実現する力および保障する体制などについて述べています。

第Ⅱ部は、学術情報の流通体制について、学術情報にかかわる国民の要求と国の責任、学術情報流通体制の現状と問題点、国民のための学術情報システムの原則と要件、運動の方向について要点をまとめたものです。

第Ⅲ部は、国に対して、大学図書館発展の諸条件を制度的に保障するよう求めています。

第Ⅳ部は、この政策に掲げた諸課題を実践し、さらに豊かに発展させることを呼びかけています。

この大学図書館政策は、大学図書館問題研究会の２１年に及ぶ活動成果を踏まえたものであり、図書館員ばかりでなく、教職員・学生をはじめ、国民各層の討議に委ねられるものです。日常の研究・討論と実践を通じて、より豊かな内容に練りあげられていくことを期待します。

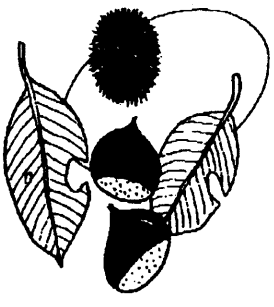

国民の要求にもとづく 大学図書館の総合的発展のために（骨子）

第Ⅰ部　いつでも、どこでも、だれでも、利用者のあらゆる資料要求に応えて

── 教職員・学生と共に現場からの大学図書館づくりをすすめる ──

Ⅰ　図書館サービスを充実させ、貸出しをはじめとした利用を伸ばします。

1. 学生の利用を伸ばすことを相対的重点としつつ、全ての利用者の資料要求に応えます。

(1) 学生、研究者（教員、大学院生）等のあらゆる資料要求に応えるため、全学的な相互協力体制を組むとともに、他機関との協力を深めます。

(2) 学問の進歩にふさわしい蔵書構成となるよう不断に努力し、学生の図書館利用を触発するような魅力ある資料群を構築します。

(3) 授業に必要な、基本的な資料（参考図書、副読本、指定図書など）を充実させます。

(4) カリキュラムにそった資料を提供するとともに、さらに進んで学習を深めるための周辺分野の蔵書を充実させます。

(5) 「購入希望図書制度」を確立し、要望には必ず応えます。

(6) 教育・研究上、教員が必要とする資料は必ず備えます。

(7) 大学職員の資料要求に積極的に応えます。

(8) 学習用資料は、教員と連携しつつ、図

書館が収集します。

(9) ハンディキャップのある人々の資料要求に応えます。

(10) 住民の学習要求に応えるよう、制度的に対応します。

2. 図書館を使いやすくします。

(1) 入館手続きをできるかぎり簡素化します。

(2) 利用者が多くの資料と自由に接することができるよう広い開架閲覧スペースを確保します。

(3) 貸出手続などを簡素化します。

(4) 貸出条件を再点検し、利用者の要求にそうものになるよう改善します。

(5) 利用者から要望がつよい、開館時間、日数の増加などが実施できるよう組織的に対応します。

(6) 館内の案内や資料の配架・配置を、利用者が分かりやすいよう工夫、改善します。

(7) 利用者用端末などの操作については、だれもが分かりやすく、簡単に使えるようにます。

3. 利用者が、図書館の使い方、情報の入手方法などを身につけ、積極的に図書館サービスを受けられるよう援助します。

(1) 利用者が、効果的な図書館の利用法と文献調査法を身につけるために、技術的な案内・指導を強めます。

(2) 参考業務の拡大充実を図ります。

4. 「図書館の自由に関する宣言」を現場に生かし、資料提供の自由、利用者のプライバシーを守ります。

5. 利用者を研究します。

(1) 利用階層、利用者の要求とその変化、研究動向などを把握し、サービスの向上、図書館運営に役立てます。

(2) 利用者研究を通して、自館の問題点を把握します。

II 資料を、いち早く、確実に提供するために、収集、整理、保存の体制を確立します。

1. 収書・発注・受入から利用できるまでの日数を1ヵ月以内に短縮します。

(1) 収集整理に要する時間を短縮する計画を具体化します。そのため、生協など書店との協力を強め、出版情報収集の迅速化、選書の効率化など、発注から受入までの各過程の時間を短縮し、受入から利用までの1ヵ月整理のプログラムを確立します。

(2) 整理方法の改善、外部の協力(専門的協力)、簡略整理や副本の扱いなど、資料提供に柔軟に対応できるシステムを工夫します。外部データ(カード、MARC等)の活用や外部委託、嘱託の導入については、その種類と範囲、利用の原則、品質管理、目録力量の維持、労働環境などを総合的に検討し、計画や契約内容を明確にして行います。

2. 目録利用の実態を把握し、利用者が求める資料を容易に探しだせる検索システムを整えます。

(1) 各館の利用状況にみあった多様な目録を採用し、質と機能の充実を図ります。利用のため目録作成をめざし、閲覧部門との協力を強めます。

(2) 利用者のニーズにもとづく、学内外のデータベースが安価かつ容易に利用できるシステムや、CD-ROMの利用など、多様な情報にアクセスできる条件の整備に努めます。OPACの設置にあたっては、検索

の方法の簡便化と利用者教育をすすめ、十分なハードの数を用意するなど、いつでも、だれでもが利用できる条件を整えます。また、相互利用サービスにおいてはプライバシーが守れるようにシステム化します。

3. コンピュータ導入など、業務の変化に伴う整理システムを検討し、図書館のトータルな機能強化をめざし、図書館間の協力を進めます　。

(1) 学術情報システムのより有効な活用、より利用しやすいシステムへの改善のため、ユーザーの交流を深め、要求を整理します。

(2) 図書館職員の創意を生かした図書館システムづくりとその運用を図るため、積極的マネージメントへの参加の視点やあり方、内容、必要な力量と養成の視点などを検討します。

4. 資料の収集体制を確立し、系統的な収集活動を追求します

(1) 資料収集の方針や計画、選択基準を公表し、それにもとづく収集活動を行ないます。

(2) 資料の収集には、閲覧部門の意見の尊重をはじめ、全図書館職員の創意にもとづく方針と体制を確立します。

(3) 収集方針、蔵書構成方針は利用実態に照らし、日常的に点検します。

(4) 自館の特色を生かしたコレクションを育て、分野、地域、館種ごとに可能な分担収集を推しすすめ、その目録を公表します。

5. 学生・教職員の知る自由を保障し、あらゆる資料要求に応えるため、図書館の資料収集の自由を守り、発展させます。

(1) 資料要求に応え得る財政を確保するためのふさわしい基準を設定します。

(2) ある資料を求めた人はだれか、希望図書への氏名の記入など、収集にかかわるプライバシーを守ります。

6. 文化的遺産を後世に伝える図書館の社会的役割を果すため、蓄積された資料の保存に努めます。

(1) 個別の図書館だけに任すのではなく、公的機関による全国的、地域的保存政策の確立をめざします。

保存図書館の設置をすすめます。

(2) 可能なところから分担保存をすすめます。保存分担を公表します。

(3) 各館の保存政策、廃棄政策の確立につとめ、内容を公表します。資料の廃棄にあたっては、廃棄資料の情報を事前に公表します。

Ⅲ 大学自治を構成する学内の民主的諸団体との協力・共同を強め、図書館の運営および職場の民主化と労働条件の改善を図り、利用者のための大学図書館づくりに努めます。そのために研修の制度的保障を確立し、図書館員の専門的力量を高めます。

1. 大学図書館の運営と職場の民主化を図ります。

(1) 全学の意志による図書館運営を実現するために、図書館活動のあらゆる面において、教職員・学生・図書館員の協力・共同の関係を発展させ、三者の意見を意志決定機構へ反映させます。

(2) 全学の総意を反映した年間目標と計画をたて実行し、その結果を点検します。そのために目標のあり方や計画のたて方を検討します。

(3) 資料費を大幅に増額し、図書館活動に必要な予算を確保し、図書館の財政を公

開します。

また、大学図書館財政のあり方を検討します。

(4) 図書館員の採用・異動・昇任・研修などについては、職務の専門性と個人および集団の発達を保障する人事を追求します。

能力主義的人事管理に反対します。

(5) 目標と計画の立案にあたって職員の意見を尊重し、役割と分担を公平・適切に行うため、スタッフミーティングを確立し、図書館員集団として大学図書館づくりに努めます。

2. 図書館員の労働条件を改善します。

(1) 必要な人員は大胆に要求し、その確保に努めます。

(2) 一人職場をなくします。図書室の無人化に反対します。

(3) 図書館員のパートタイマー化に反対し、定員外、臨時職員、パートタイム職員の待遇を改善します。

(4) 定員外職員の定員化の運動をすすめます。

3. 女性図書館員の働く権利を守り、発展させます。

4. 司書職制度を確立するために努力します。日本図書館協会をはじめとする図書館関係諸団体と協力し、また、大学構成員と積極的に論議し、理解を深めます。

5. 研修の制度的保障をめざします。

(1) 研修テーマや研修計画を個人として、また、職場とし持つよう心がけます。

(2) 司書課程科目の履修を前提に、継続教育およびそのカリキュラムと教育方法を検討し、実現をめざします。

(3) 大学図書館員の職業継続教育を重視する立場から既成の諸研修を批判的に検討し、改善させます。研修機会の平等と研修時間、研修費を確保します。

(4) 大学の教育・研究を援助する図書館員として、主題研究や資料研究に積極的にとりくみます。

(5) 学生の学習・研究を援助するために大学教育実践と共同します。

6. 「大学図書館改善要項」を改訂し、大学の教育・研究、学生・教職員と深く結びついた図書館サービスを展開するために、図書館の適正規模を明らかにします

7. 以上の諸課題を達成するため、教職員組合と密接に協力・共同します。

Ⅳ 利用しやすく働きやすい図書館施設をめざします。

1. 適切なキャンパス計画により、利用者が最も利用しやすい位置に図書館を建設します。

2. 大学図書館の実態をよく把握し、新しい図書館活動の展開や機能の変化に適応できるよう、総合的な将来構想にもとづく建築計画を立てます。

3. 積極的な図書館活動にふさわしい十分な利用スペース、収蔵スペース、および業務スペースを確保するように努力します。

また、将来増築が可能であるよう十分な敷地を確保します。

保存図書館の必要を認め、建設実現の運動に協力します。

4. 建物は可能な限り低層のものとし、主階を路面に合わせ、利用者にとってわかりや

すい設計にします。

　また、サービス対象の多様性を配慮した適切なサイン計画をとり入れます。

5. 利用の態様を研究し、学習・研究に適した利用空間を作ります。

　グループ学習室や研究個室を作ります。

　軽読書室、ロビーなどでゆったりした雰囲気を作ります。

6. ハンディキャップを持つ人々が利用しやすい建物を設計します。

7. 大学図書館を市民に開放できるように計画します。

8. 利用者と職員の動線を明確に区分し、効率よく、働きやすい施設にします。

　図書館員が健康な体で働けるように職場環境を整え、ミーティングルームやスタッフルームを十分に確保します。

9. 図書館建築の計画立案にあたっては、図書館職員が参加し、現場の意見を十分に反映するとともに、全学の教職員・学生の意見・要望を尊重し、ねばり強く合意と納得を求めます。

　設計者の選定にあたっては、大学図書館建築の経験豊かな建築家に依頼します。

V 電算化は、全学の総意を反映して作られた図書館計画の一部分です。各図書館の規模や、歴史、環境を考慮して計画された各館独自の業務改善の一方法です。

　電算化の実施にあたっては、利用者および職員（ユーザー）の顕在的、潜在的要求にもとづき、以下の点に留意します。

1. 電算化の（イ)目的、（ロ)方法、（ハ)影響などを明確にします。そのために、計画から実施後にいたるまでを民主的にコントロールするための制度を確立します。

2. 電算化推進の核と責任体制を明確にし、係間の連絡を密にします。

3. 電算化実施の基本である全員参加を実現するため、必要かつ十分な研修・訓練体制をシステムの一部として保障します。

4. 電算化実施の各段階において必要な人員、予算を確保します。

5. 職員が健康で生き生きと働けるよう、作業基準を確立し、作業環境を整備します。

6. プライバシー保護をはじめ、ユーザーの期待と信頼に応える制度、システムを確立します。

7. 電算化の経験を文書化し、交流することによって、システムの開発・成長に役立てます。

VI 大学図書館が大学の枠を越えて相互に協力し、それぞれの図書館で充たせない資料や情報への要求に応えます。

1. それぞれの図書館で利用者の資料要求に最大限応えられるよう、個々の図書館の充実を図りつつ、その足りないところを補い合うため、大学の枠を越えた図書館の相互協力網を形成します。

2. 相互協力推進の核となる組織を、設置者や館種を超えて、地域別、主題別に形成し、それを基礎に全国的・国際的な相互協力組織の発展に努めます。

3. 円滑な相互協力をすすめるため、総合目録の形成規約やマニュアル類の標準化、手続きの簡素化などに努めます。

4. 学術情報センターの目録所在情報データベースがレファレンスや相互利用のトゥールとして役立つよう、その充実を求めます。また、計画中のＩＬＬ（図書館間相互貸借）システムについては、設置者や館種を超えてだれもが利用できること、および利用者のプライバシー保護に十分配慮することを求めます。また、国外の図書館とのＩＬＬシステムの接続についても検討します。

5. 受益者負担主義と不当に高い料金設定に反対します。

6. 各大学の特色を生かしたコレクションを育てるため国の財政援助を求めます。

7. 各大学の図書館の資料収蔵スペースの狭隘化が図書館サービスの後退を招かないよう、国の責任で地域ごとに保存図存書館を設立することを求めます。

Ⅶ 地域住民や大学・研究機関に所属しない人々の高まる資料要求に応えます。

1. 住民の学習権を保障するため、また在野の研究家や専門家の資料要求に応えるため、大学がその教育・研究の営みの中でつくりあげてきた蔵書を公開し、施設とサービスを提供します。

2. 実施にあたっては、大学自治の原則をふまえ、館内および学内の合意をもとに、地域の他の図書館ともよく協議して、自館のサービスの対象、内容、範囲、手続きなどを決めます。

3. 図書館の公開にかかわる運営に住民の要求を反映させます。

4. 人員や予算など、大学図書館の公開に必要な諸条件を整えます。

Ⅷ 学問、教育、読書、出版、著作権問題等、広く文化の諸問題に関心を持ち、文化の発展に積極的に寄与します。

1. 大学をとりまく学問や教育の状況、変化に絶えず関心を持ちます。

2. たんに知識だけではなく、時代の息吹やその時々の人間の営みを資料によって伝えるように努力します。

3. 文化の伝達機能の一端を担うものとして、文化政策に関心をもち、多様な文化を国民が享受できるよう、総合的な文化の発展に積極的に寄与します。

Ⅸ 図書館の自由を守り、図書館活動推進の基盤である平和と民主主義の発展に努めます。

1. 国民の学習権と「知る自由」を保障し、「図書館の自由に関する宣言」を日常の仕事と職場に根づかせるよう不断に努力します。

2. 「図書館の自由に関する宣言」と、それに関わる事例を学習、研究し、その理論の普及と深化発展に努めます。

3. 職場の内外において、平和と民主主義を

擁護し発展させるよう努めます。

X　大学図書館の総合的発展をめざし、日本図書館協会など図書館関係団体、およびその他の関係諸団体に働きかけ、協力・共同して運動をすすめます。

1. 各団体の自主性を尊重しつつ、個別の課題・目標について協力・共同します。

2. 各種の公的図書館協議会等の動きを踏まえ、大学図書館の総合的発展をめざす運動をすすめます。

3. 館種の枠を越えた連携を図り、図書館界全体の向上に寄与します。

4. 図書館関係のみならず、共通の課題・目標で一致できる団体・個人と協力・共同します。

第Ⅱ部　学術情報の流通体制について

1. 学術情報にかかわる国民の要求と国の責任

私たち国民は憲法で保障された学問の自由と教育を受ける権利を有しています。すべての国民が学問の発展に創造的に参加し、人間としての全面発達を遂げていくためには、全人類共通の財産としての学術情報の自由な利用が保障されなければなりません。そのためには、いつでも、どこでも、だれでも、必要なときに必要な情報が検索できること、その所在が明らかなこと、それを確実にしかも迅速に入手できることなどが必要です。

一方、研究人口の増大、研究分野の拡がりと深まりにともなって、蓄積される学術情報の量は幾何級数的に増加します。これを組織化しないかぎり、学術情報を十分に利用することは困難になっています。このような理由から、研究者をはじめ国民的な要求として国内的・国際的な学術情報流通体制の確立が必要とされてきました。

これに対し、国は、すべての国民が平等に学術情報を利用することができるよう諸条件を整備し、学術情報にかかわる国民の要求に応えなければなりません。

2. 学術情報流通体制の現況と問題点

現在、国レベルでは科学技術庁が科学技術情報の、文部省が人文・社会・自然諸科学にわたる学術情報の全国的な流通システムの形成を促進しています。国立国会図書館も関西地区に巨大な情報の集積と発信の基地をつくることを計画しています。私立大学では独自の学術情報システムを構築するところも現われています。民間機関でも様々な商用システムが形成されています。各大学ではＬＡＮの整備またはその計画がすすめられています。データベースもオンラインと並んでＣＤ－ＲＯＭの形で提供されるようになってきました。

これらの中で、わが国の大学の研究者と大学図書館にとって最も総合的で全国的なシステムは、文部省が整備をすすめている学術情報システムです。これは学術情報センターを中心に、大学の大型計算器センター、情報処理センター、図書館、大学共同利用機関などをコンピュータと通信回線で結び、研究者が必要とする学術情報のデータベース形成と流通を図るとともに、情報の検索から入手までの過程をシステム化しようとするものです。このシステムのなかで大学図書館は、①一次情報の収集と提供、②目録所在情報の形成、③情報検索の窓口という役割を担っています。学術情報センターに接続する大学図書館の数と蓄積

される目録所在情報の件数は、年々増加の一途をたどっています。

しかし、この学術情報システムには、以下の問題点が指摘されます。

(1) 研究者の情報要求に応えることを目的としたシステムであり、大学の機能として最も重要な学生の教育や学習を援助するシステムではない。

(2) システムの基盤整備に巨額の資金が必要とされ、貧弱な図書館関係予算の中で図書館資料費などがしわ寄せを受けている。

(3) 規模の小さな大学や短大・高専がこのシステムからとり残されている。

(4) 大学や研究者の評価は、まだ定まっていない。

大企業奉仕、軍事利用と結びつくことへの危惧がある。

この中で、ますます巨大化し公共的性格を強める学術情報システムを民主的に管理する運営機構の確立が求められています。大学図書館の立場からは、学術情報センターの目録所在情報システムの質的・量的な充実とＩＬＬシステムの早期開発・運用が強く望まれています。

3. 国民のための学術情報流通体制の原則と備えるべき要件

学術情報システムを含む学術情報流通体制が真に国民のものとなるためには、自主・民主・公開の原則を貫き、以下の要件を備える必要があります。

(1) 国民の知る権利を高めることが、わが国の民主主義を守ることであるという観点に立って、あらゆる学術情報をすべての国民に公開し、自由な利用を保障する。利用者の費用負担は無料か極力小さなものにする。

(2) 利用者のプライバシー保護に必要十分な配慮をする。

(3) 諸科学の調和ある総合的な発展をめざすものである。

(4) 一次資料の蓄積と利用に大きな役割を果す個々の図書館の充実を図る。

(5) すべての情報保有者は自主的・主体的に参加できる。

(6) 各国の自主性と主権の尊重を基礎に、すべての国との国際協力をすすめる。

(7) システムの計画と管理運営への国民各層の代表の参加を制度化する。

4. 運動の方向

私たちは、以上の諸点をふまえ、学術情報の生産・蓄積・流通・利用にかかわる国民諸階層と協力連携して運動をすすめます。また、現場の科学的分析にもとづく要求を基礎に、全員で十分に時間をかけて調査・討論し、最適の学術情報システムを構築します。職場においては、特定の人がエリート意識あるいはコンプレックスを持ったり、しわ寄せを受けたりすることのないよう、民主的な教育・訓練の制度を確立します。

第Ⅲ部　大学図書館発展の制度的保障を求めて

――大学図書館発展のため、次の諸条件を制度的に保障するよう国に求めます。――

1. 科学の各分野ごとの発展法則をふまえ、資料の性格にあった図書館づくりを進めるとともに、図書館の諸機能の全面的均等な発展のために、各図書館が自主的、創造的にとりくめる条件を整備すること。

2. 地域に根ざした住民の生涯学習要求に応える大学図書館の活動と地域ネットワークを確立すること。

3. 学術情報システム、第二国会図書館や保存図書館の建設など、ナショナルプランニングにおいては、自主・民主・公開の原則を守ること。

4. 図書館行政を民主化し、国家統制、官僚統制を排除すること。

5. 「図書館の自由に関する宣言」「図書館員の倫理綱領」にもとづき、図書館員の社会的責任を明らかにし、自主的、創造的な活動を保障すること。

6. 図書館員の研修を保障し、労働条件を改善すること。

第Ⅳ部　職場実践と政策づくりを進めるために

―― 職場の実践課題 ――

1. 第Ⅰ部に掲げた一つ一つの課題を実践し、その経験と教訓、今後の課題などを実践記録としてまとめ、交流します。

2. 多くのすぐれた経験から学び、これを生かして、館内はもとより、全学の合意と協力のもとに、図書館の運営や日常の仕事の改善・充実に努めます。

3. 知り得たすべての経験を集約し、それを理論化、政策化して、大学図書館政策をさらに豊かに発展させます。

4. 自分が所属する図書館および大学図書館界全体についての歴史、現状、将来展望をふまえ、現実にとりくむべき課題を明らかにします。

あ と が き

大学図書館政策委員会を置いて「大学図書館日常業務改善の課題（政策骨子）」(1986)の検討を始めたのは、1987年6月でした。

最初は、２０回大会(1989)へ、そのまとめを報告したいと考えていましたが、検討を始めてみると、どうしてどうして、一筋縄でいくものではありません。これまでに、延々42回、４年間のときを費やしました。この間に、中間報告を、大会で４回、政策討論集会で４回行い、会員の意見を求めました。

政策委員会の討論は、自由奔放な雰囲気のなかで、互いに勝手気ままを言い合い、ときにはとんでもない脱線もあって、このまま続けると、果てしないエンドレステープの泥沼に陥りかねません。常任委員会も関東へ移行し、周囲の状況も様変わりしてきましたので、この辺が潮時と考え、今までの議論を整理し、凝縮して一文にまとめました。

今回もまた「改訂草案」とした理由は、今後、大図研全体に責任を負う立場から、常任委員会の手で更に練っていただき、立派な「改訂案」として全体討議にかけたうえで、やがては大図研の持つ「大学図書館政策」へ仕上げていただきたいと思うからです。

1987年に発足した現政策委員会は、この報告をもって任務を終了します。長期にわたる会員諸子のご協力に感謝します。（酒井）

政策委員会討論参加者

氏　名	執　筆　分　担
岩本　速雄	まえがき、第Ⅰ部　Ⅵ Ⅶ、第Ⅱ部、事務局
鍵本　芳雄	第Ⅰ部　Ⅸ
湖城　強	第Ⅰ部　Ⅴ
酒井　忠志	第Ⅰ部　Ⅳ、総括、委員長
寒川　登	第Ⅰ部　Ⅰ Ⅹ
澤居　紀充	常任委員会事務局
高橋寿恵子	第Ⅰ部　Ⅰ
高畑　悦子	第Ⅰ部　Ⅷ
竹村　心	第Ⅰ部　Ⅲ
田中　力	第Ⅲ部、第Ⅳ部
若井　勉	第Ⅰ部　Ⅱ

政策委員会日程

政策委員会	全国大会・政策討論集会
第 1回　1987. 6.20	
第 2回　1987. 7.11	第18回 全国大会
第 3回　1987. 9. 5	1987.8.2～3
第 4回　1987.10. 3	
第 5回　1987.11.14	
第 6回　1987.12.16	
第 7回　1988. 2. 6	
第 8回　1988. 3.12	
第 9回　1988. 4.12	第1回 政策討論集会
第10回　1988. 5. 7	1988.4.23～24
第11回　1988. 6. 8	
第12回　1988. 7. 6	第19回 全国大会
第13回　1988. 9. 7	1988.8.6～8
第14回　1988.10. 8	
第15回　1988.11.12	
第16回　1988.12.10	
第17回　1989. 1.14	
第18回　1989. 2.11	
第19回　1989. 2.18	第2回 政策討論集会
第20回　1989. 3.18	1989.3.11～12
第21回　1989. 4.15	

政策委員会	全国大会・政策討論集会
第22回　1989. 5.27	
第23回　1989. 7. 1	第20回 全国大会
第24回　1989. 9. 9	1989.8.5～7
第25回　1989.10.14	
第26回　1989.11.18	
第27回　1989.12. 2	
第28回　1990. 3. 7	
第29回　1990. 4.14	第3回 政策討論集会
第30回　1990. 5.19	1990.4.28～29
第31回　1990. 6.16	
第32回　1990. 7. 7	第21回 全国大会
第33回　1990. 9.29	1990.8.4～6
第34回　1990.10.20	
第35回　1990.11.17	
第36回　1990.12.15	
第37回　1991. 1.19	
第38回　1991. 2.16	第4回 政策討論集会
第39回　1991. 3.16	1991.3. 9～10
第40回　1991. 4.20	
第41回　1991. 5.25	
第42回　1991. 6.15	